

# 私有林内の病虫害被害による 危険木の伐採等に係る補助金

近年、ナラ枯れ等病虫害の影響で倒木や落枝が急増しています。病虫害が起因となり枯損等を生じた危険木を放置してしまうと、災害発生や森林が有する多面的機能の低下に繋がります。災害発生の防止や森林が有する多面的機能の維持や増進を図るため、当該危険木の伐採や処分又は撤去を行うために必要な経費の一部を補助いたします。

## ◆ 補助対象事業に該当する危険木

相模原市内の森林法第5条に基づく森林内にある樹木で、次の条件を全て満たす樹木とします。

- 胸高直径が概ね20センチ以上かつ樹高が概ね5メートル以上の樹木
- 病虫害が起因となり枯損等を生じ、倒木や落枝により住宅等や公衆用道路に被害を与える恐れのある樹木、または病虫害が起因となり枯損等を生じ、既に倒木しており、流出等により住宅等や公衆用道路に被害を与える恐れのある樹木

※詳細は、裏面をご覧ください。

## ◆補助対象者

次のいずれかの要件を満たすものとし、同一年度内にこの補助金を受けていない者で、市税の滞納がない者。

(1) 森林法第5条に基づく森林の土地所有者または占有者

(2) (1) から危険木の伐採等の作業について、承諾を受けた者

## ◆補助対象経費

補助対象者が危険木の伐採等を林業事業者や造園事業者等の専門的知識を有する事業者へ委託し、負担した費用。

## ◆補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額とし、40万円を上限とする。

(千円未満の端数がある場合は切り捨て。)

例えば、危険木の伐採・撤去に255,000円費用がかかるとすると、

$255,000円 \div 2 = 127,500円 \Rightarrow \underline{127,000円}$ が申請額となります。

### 【補助金申請の流れ】

#### ①事前相談

危険度確認のため現場立合いを行いますので、事前に必ず森林政策課までご相談ください。

#### ②立会い

相談者、専門業者、市の3者立会いの下、危険度を確認いたします。

#### ③専門業者への見積依頼

相談者から専門業者に見積依頼をしてください。

#### ④交付申請書の提出

※②の後、おおよそ2週間以内に提出してください。

#### ⑤交付決定

森林政策課から申請者に通知を送付します。

#### ⑥作業実施

#### ⑦実績報告書の提出

#### ⑧補助額確定

実績報告をもって市が補助額を確定し、申請者へ通知書を送付いたします。

#### ⑨補助金交付請求書の提出

#### ⑩補助金の交付

## 🌲 ナラ枯れとは

■コナラ等のナラ類にカシノナガキクイムシが入り、「ナラ菌」を運び込むことで、樹木を枯らしてしまう木の病気です。

以下のような特徴があります。

- ・7～9月に葉が紅葉し枯れる
- ・根の根本に大量のフラス（木くずと虫の排泄物が混じった粉状のもの）が発生する
- ・大径木に被害が多い
- ・幹に直径1.5mm～2.0mmの多くの孔がある

## 🌲 必要書類

■申請書等様式はホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

相模原市トップページ > 暮らし・手続き > 環境・住まい > 環境 > 公園・自然 > さがみはら森林情報館

(<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/1026504/shinrin/index.html>)

## 書類提出・お問い合わせ先

相模原市環境経済局 森林政策課

住所 〒252-5172 相模原市緑区中野633

電話 042-780-1401 FAX 042-784-7474

E-mail [shinrinseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:shinrinseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)



「森の恵み」を次の世代へ